

1 同一生計配偶者に係る定額減税（令和7年度のみ適用）

合計所得金額が1,805万円以下で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※）を有する者について、令和7年度市県民税所得割額から1万円を減税します。

※同一生計配偶者…納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者

2 子育て世帯等に対する住宅借入金等特別控除の拡充

子育て世帯（年齢が19歳未満の子を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満）に該当するものが、認定住宅等の新築をして令和6年中に居住の用に供した場合の借入限度額を下表のとおり上乗せすることとされました。

住宅の区分	改正前	改正後
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

子育て世帯、若者夫婦世帯以外は、改正前の借入限度額となります。

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)					別紙1
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。					
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
控除率：0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討
借入 限度 額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯※ :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		
		その他の住宅	2,000万円		
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)		
		既存住宅	10年		
所得要件		2,000万円			
床面積要件		50㎡(新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40㎡)【今回改正内容】(所得要件：1,000万円))			

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

※国土交通省ホームページより引用
住宅借入金等特別控除の適用条件等についての詳細は、[国土交通省ホームページ](#)（外部リンク）をご覧ください。

税制改正（令和7年度～適用）

3 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるようになります。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用されます。

4 肉用牛の売却による課税の特例の期限延長

肉用牛の売却による課税の特例の適用期限が3年間（市県民税については令和9年度分まで）延長されます。